

【電子レセプト請求の先生方へ】 コード「未選択」による返戻にご注意ください 今年の改定でコードの数が 400 項目以上に増加しています

今年度改定のレセプト記載要領通知で「レセプト電算処理システム用コード」(下記【コードの例】参照)が追加された項目について、10月診療分(=11月請求分)以降、電子レセプトによる請求を行う場合、該当するコードを選択して請求することとされています。

今年の改定では、コードの数が400項目以上に増加しました。

協会・保団連では一律の返戻をしないよう求めています。今後、基金・国保ともにコード選択されていない電子レセプトについては、原則「返戻」との取り扱いとされておりますのでご注意ください。

該当する項目は下記 Web サイトに掲載しておりますのでご確認ください。

ご利用されているレセコンの設定については各業者へお問い合わせください。

なお、紙レセプトで請求されている先生には取り扱いの変更はありません。

多数の項目にコードが設定されていますので、
該当する項目は Web サイトでご確認ください

<福岡県歯科保険医協会 Web サイト>

●2020年度(令和2年度)歯科診療報酬改定・疑義解釈
<https://fukuoka-sk.org/2020shinryouhousyu.html>



【コードの例】

(通知)「診療報酬請求書等の記載要領等について

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(歯科)」より一部抜粋

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
90	I030	機械的歯面清掃処置	(当該処置の1回目の場合(初診月を除く。))1回目である旨を記載すること。	820100777	1回目(歯清)
			(2回目以降の場合)前回実施年月を記載すること。	850100346	歯清前回実施年月; (元号)yy"年"mm"月"
(以下略)					